

一宮市告示第123号

一宮市会計管理者及び出納員の事務の一部を委任する件(平成22年一宮市告示第107号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月23日

一宮市長 中野正康

現行	改正後
<p>(会計管理者から出納員に対する委任事項) 第1条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる出納員に会計管理者の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を委任する。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>保険年金課勤務の出納員</u> ア・イ 略</p> <p>(8)～(16) 略</p> <p>(出納員から分任出納員に対する委任事項) 第2条 地方自治法第171条第4項の規定により、次の各号に掲げる分任出納員に、当該各号に掲げる出納員の権限に属する事務のうち当該各号に定める事務を委任する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>保険年金課勤務の出納員から同課に勤務する分任出納員</u> ア・イ 略</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>別表(第1条関係) 【別記 参照】</p>	<p>(会計管理者から出納員に対する委任事項) 第1条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>医療助成課勤務の出納員</u> ア・イ 略</p> <p>(8)～(16) 略</p> <p>(出納員から分任出納員に対する委任事項) 第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>医療助成課勤務の出納員から同課に勤務する分任出納員</u> ア・イ 略</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>別表(第1条関係) 【別記 参照】</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

区分	出納員を置く課等
市長	広報課、政策課、市民協働課、行政課、契約課、資産経営課、市民税課、資産税課、納税課、債権回収特別対策室、市民課、各出張所、 <u>保険年金課</u> 、 <u>保健所保健総務課</u> 、保健所保健予防課、保健所保健衛生課、保健

	所健康支援課、各保健センター、尾西事務所総務管理課、尾西事務所窓口課、木曾川事務所総務窓口課、福祉総務課、障害福祉課、生活福祉課、高年福祉課、介護保険課、子育て支援課、子ども家庭相談課、保育課、青少年課、保育所、母子生活支援施設、児童発達支援センター及び心身障害児親子通園施設、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、収集業務課、施設管理課、霊園管理事務所、産業振興課、観光交流課、スポーツ課、博物館管理課、図書館管理課、都市計画課、地域交通課、区画整理課、公園緑地課、建築指導課、住宅政策課、維持課、道水路管理課
略	

改正案

区分	出納員を置く課等
市長	広報課、政策課、市民協働課、行政課、契約課、資産経営課、市民税課、資産税課、納税課、債権回収特別対策室、市民課、各出張所、保険年金課、医療助成課、保健所保健総務課、保健所保健予防課、保健所保健衛生課、保健所健康支援課、各保健センター、尾西事務所総務管理課、尾西事務所窓口課、木曾川事務所総務窓口課、福祉総務課、障害福祉課、生活福祉課、高年福祉課、介護保険課、子育て支援課、子ども家庭相談課、保育課、青少年課、保育所、母子生活支援施設、児童発達支援センター及び心身障害児親子通園施設、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課、収集業務課、施設管理課、霊園管理事務所、産業振興課、観光交流課、スポーツ課、博物館管理課、図書館管理課、都市計画課、地域交通課、区画整理課、公園緑地課、建築指導課、住宅政策課、維持課、道水路管理課
略	